第６回　中村川流域治水緊急対策 推進会議
＜会議概要＞

資料3-1

第６回
中村川流域治水緊急対策推進会議
～ 県内初の特定都市河川 中村川 ～

「中村川流域治水緊急対策推進会議（令和4年11月25日設置）」の第6回会議を開催しました。
会議では、令和6年7月末の特定都市河川指定を想定したスケジュール、各機関における緊急対策の進捗状況、今年度の取組状況について情報共有を図りました。

＜概要＞

日　時：令和６年７月８日（月）10:30～11:30
場　所：新町キューブ　グランパレ
出席者：別添出席者名簿の通り

＜議事＞

（１）規約改正
（２）特定都市河川及び特定都市河川流域の指定
（３）緊急対策のフォローアップについて

＜情報提供＞

県河川砂防課：流域治水の広報について

会議の開催状況

＜結果＞

・各機関の組織改編に伴う規約の改正を行った。
・雨水浸透阻害行為の許可申請の流れを説明するとともに、特定都市河川の指定に向けた具体的なスケジュールを共有した。
・各機関における緊急対策の進捗状況、今年度の取組内容について情報共有を図った。

＜今後の予定＞

・特定都市河川指定後、必要に応じて次回会議を開催し、情報共有を図る予定。

第６回　中村川流域治水緊急対策 推進会議
＜構成員からの主な発言内容＞

第６回
中村川流域治水緊急対策推進会議
～ 県内初の特定都市河川 中村川 ～

青森県　県土整備部

県土整備部長

- 近年、全国的に、想定を大きく上回る大雨による被害が毎年のように発生している。
- 本県でも、令和４年、令和５年と記録的な大雨が降っている。各地域における雨の降り方が、大きく変わってきている。
- 被害の防止・軽減を図っていくため、最新の知見や気候変動の状況等を踏まえながら、必要に応じて対策を充実させなければならない。
- 流域一帯となった浸水被害防止対策の充実・強化を図るため、本日の議題である特定都市河川の指定に対し、皆様のご意見を頂きたい。

鰺ケ沢町

鰺ケ沢町長

- 流域治水の活動が３年目となり、着実に前に進んでいると認識している。
- これは、関係機関のご協力、そして地域住民の皆様のご理解あってのもの。
- 今回、中村川を特定都市河川に指定するということで、流域一体となった緊急対策が、さらに強化されていくものと思っている。
- これを機に更に対策が進んでいくよう、町の関係部局も協働して、取組を進めていきたい。

資料3-2

特定都市河川の指定について
（二級河川　中村川）

令和７年６月２６日
青森県　河川砂防課

「流域治水」について

流域治水

○ 流域治水とは、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備、ダムの建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方です。

○ 治水計画を「気候変動による降雨量の増加などを考慮したもの」に見直し、集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、地域の特性に応じ、①氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策をハード・ソフト一体で多層的に進める。

①氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

集水域

雨水貯留機能の拡大
[県・市、企業、住民]
雨水貯留浸透施設の整備、ため池等の治水利用

河川区域

流水の貯留
[国・県・市・利水者]
治水ダムの建設・再生、利水ダム等において貯留水を事前に放流し洪水調節に活用

[国・県・市]
土地利用と一体となった遊水機能の向上

持続可能な河道の流下能力の維持・向上
[国・県・市]
河床掘削、引堤、砂防堰堤、雨水排水施設等の整備

氾濫水を減らす
[国・県]
「粘り強い堤防」を目指した堤防強化等

②被害対象を減少させるための対策

氾濫域

リスクの低いエリアへ誘導／住まい方の工夫
[県・市、企業、住民]
土地利用規制、誘導、移転促進、不動産取引時の水害リスク情報提供、金融による誘導の検討

浸水範囲を減らす
[国・県・市]
二線堤の整備、自然堤防の保全

③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

氾濫域

土地のリスク情報の充実
[国・県]
水害リスク情報の空白地帯解消、多段型水害リスク情報を発信

避難体制を強化する
[国・県・市]
長期予測の技術開発、リアルタイム浸水・決壊把握

経済被害の最小化
[企業、住民]
工場や建築物の浸水対策、BCPの策定

住まい方の工夫
[企業、住民]
不動産取引時の水害リスク情報提供、金融商品を通じた浸水対策の促進

被災自治体の支援体制充実
[国・企業]
官民連携によるTEC-FORCEの体制強化

氾濫水を早く排除する
[国・県・市等]
排水門等の整備、排水強化

県：都道府県　市：市町村　[ ]：想定される対策実施主体

「流域治水関連法」の改正

流域治水

- 流域治水の実効性を高め、強力に推進するため、流域治水に係る９つの法律「流域治水関連法」が改正された。（令和3年5月10日公布、同年11月1日全面施行）

特定都市河川浸水被害対策法の位置付け

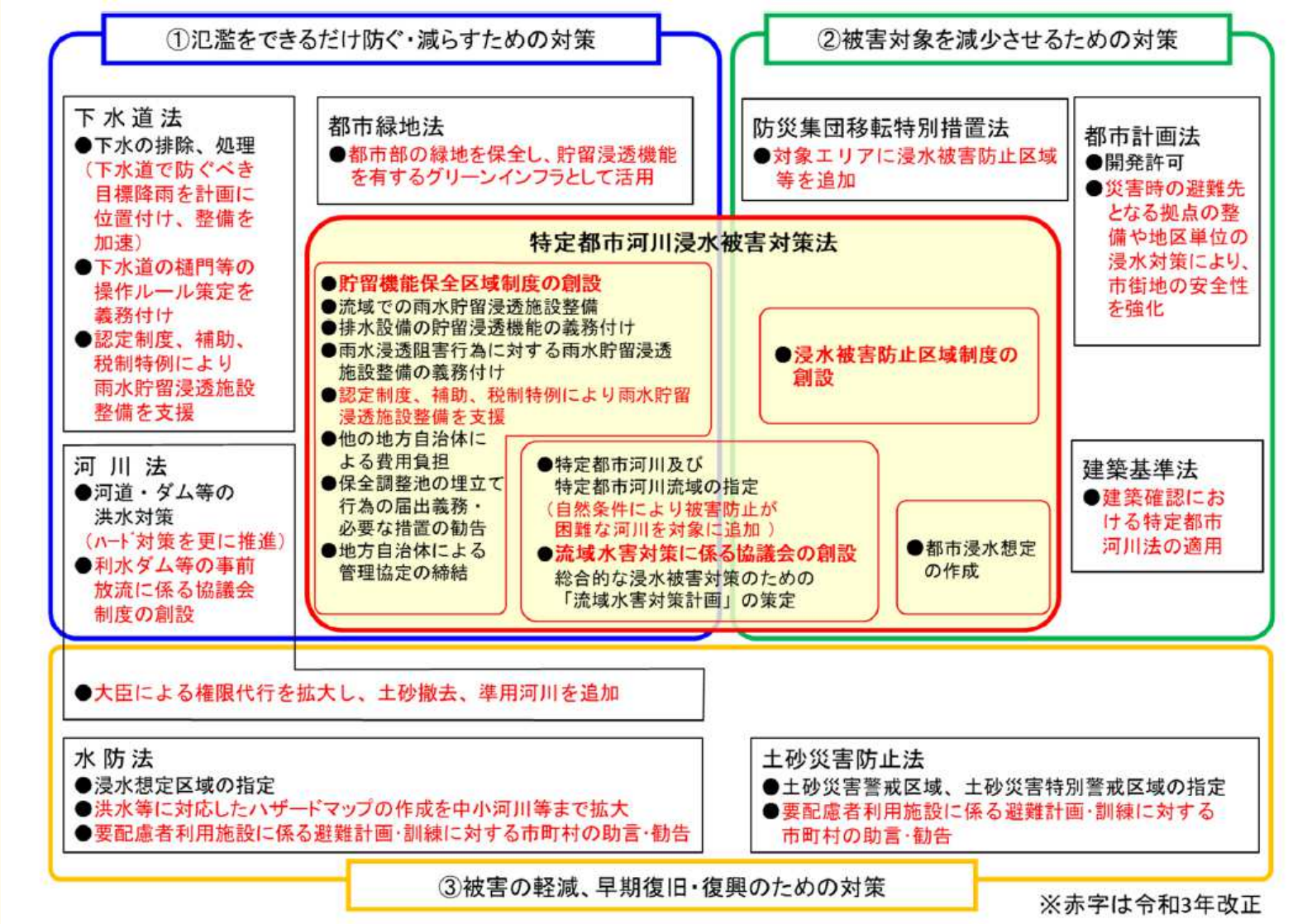

引用：「解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン」（令和5年1月）

「特定都市河川浸水被害対策法」について

流域治水

- 令和3年の法改正により、開発による流出増に加えて、気候変動による降雨量増加に対応するため都市部の河川のみならず全国の河川に対象を拡大し、流域のあらゆる既存施設を活用したり、リスクの低いエリアへの誘導や住まい方の工夫も含め、流域全体で総合的かつ多層的な対策を実施することとなった。（総合治水から流域治水への転換）

▼特定都市河川の指定対象

市街化の進展

市街化の進展が著しく、流域内可住地の市街化率が概ね５割以上の河川

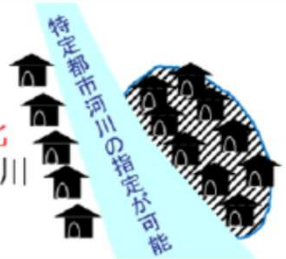

自然的条件等

本川からのバックウォーターや接続先の河川への排水制限が想定される河川

狭窄部、景勝地の保護等のため河道整備が困難又は海面潮位等の影響により排水が困難な河川

↑法改正により追加

引用：「解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン」（令和5年1月）

▼流域治水の計画・体制の強化

→法改正により追加

特定都市河川の指定
全国の河川へ指定拡大

流域水害対策協議会の設置
計画策定・対策等の検討

流域水害対策計画　策定
洪水・雨水出水により想定される
浸水被害に対し、概ね20−30年の間に実施する取組を定める

関係者の協働により、計画に基づき「流域治水」を本格的に実践

【流域水害対策協議会の構成イメージ】

※計画策定主体が必要と認める場合（任意）

（協議会設置）
国土交通大臣指定河川：設置必須
都道府県知事指定河川：設置任意

（構成員）
流域水害対策計画策定主体
接続河川の河川管理者
学識経験者その他の計画策定主体が必要と認める者

（協議事項の例）
流域水害対策計画の作成に関する協議
計画の実施に係る連絡調整

⇨ 構成員は協議結果を尊重

引用：「解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン」（令和5年1月）

「特定都市河川浸水被害対策法」について

流域治水

- 特定都市河川に指定することで、河川改修等のハード整備に対する予算の重点化が見込まれるとともに、一定の開発行為に対して貯留・浸透対策を義務付ける。
- 上記の他、法に基づいた土地利用規制や雨水流出の抑制を推進することが可能となる。

特定都市河川浸水被害対策法の概要

河川改修・排水機場等のハード整備
【予算の重点化】
流域水害対策計画に位置付けられたメニューについて、整備を加速化する。
・河道掘削、堤防整備
・遊水地、輪中堤の整備
・排水機場の機能増強　等

雨水浸透阻害行為の許可
【指定後ただちに発生する事務】
特定都市河川流域において実施される開発行為（1,000m2以上※）に対して、貯留・浸透対策を義務付ける。
※条例で基準強化が可能

保全調整池【任意】
100m3以上の防災調整池を保全調整池として指定し、埋立等の行為の事前届出を義務化する。

貯留機能保全区域【任意】
洪水・雨水を一時的に貯留する機能を有する土地を指定し、盛土等の行為の事前届出を義務化する。

雨水貯留浸透施設【任意】
公共に加え、民間による雨水貯留浸透施設の設置を促進する。
・補助金の拡充
・税制優遇
・国有地の無償貸付　等

浸水被害防止区域【任意】
浸水リスクの高い土地等を区域指定し、都市計画法上の開発を原則禁止し、住宅・要配慮者施設等の開発・建築行為を許可制とすることで安全を確保する。

「特定都市河川浸水被害対策法」について

流域治水

- 特定都市河川は、全国で33水系397河川が指定されている。（法改正前：8水系64河川）
- 法改正により、全国的に特定都市河川の指定に向けた検討が進んでいる状況である。

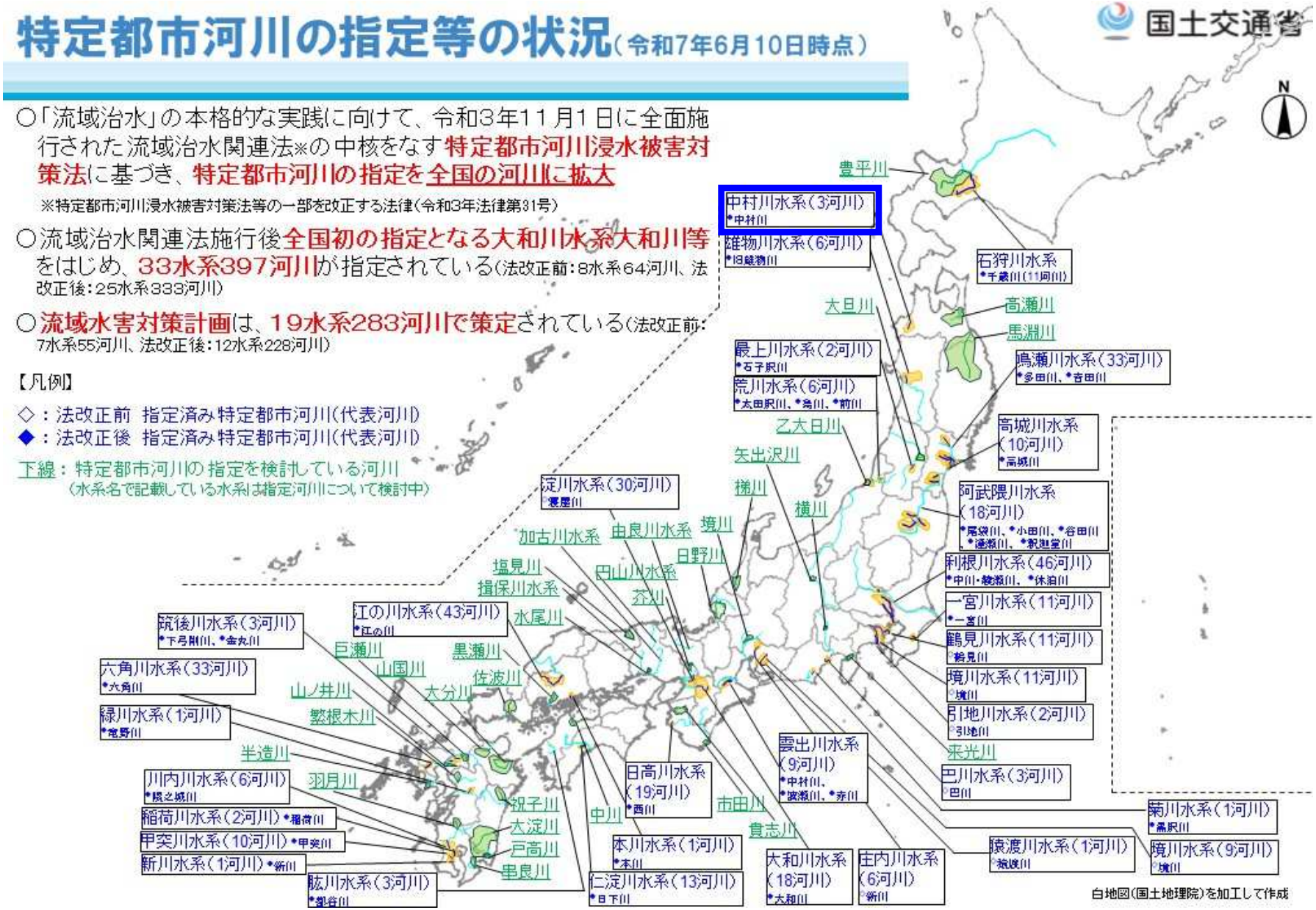

引用：特定都市河川ポータルサイト

指定する趣旨

流域治水

これまでの経緯

- 中村川では、令和4年8月洪水により甚大な被害を受けたことから、**「中村川流域治水緊急対策」**を策定し、浸水被害の防止・軽減に向けた取組を進めている。
- 一方で、**気候変動による降雨量の増加や海面潮位の上昇**等を考慮すると、**浸水リスクはさらに増加**するものと予想される。
- このような状況から現在取り組んでいる**流域治水の取組を深化し、実効性の高いものとする必要**がある。

指定する目的

- 特定都市河川の指定により、河川改修や内水対策等の**ハード対策をより一層強化**する。
- 法的枠組みのもとで、**雨水流出の抑制や土地利用規制など、流域一体となった浸水被害防止**に取り組む。

指定の時期

- **令和６年７月３１日指定済み。**

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
取組内容	合意形成	指定	流域水害対策計画の検討・策定 浸水被害対策の実施		

特定都市河川の指定に伴う事務手続等

流域治水

▼特定都市河川の指定に伴い即時に施行される事務等

分類	事務の内容	根拠法令	実施権者となり得る者				青森県における取扱等
			都道府県知事	指定都市の長	中核市の長	左記以外の市町村の長	
指定と同時に施行される事務	**雨水浸透阻害行為の許可**	法第30条	○	○	○	※１	**青森県河川砂防課**
指定をする旨の公示の日に実施する事務	**基準降雨の公示** （雨水浸透阻害行為に対する貯留・浸透施設を整備する場合の技術基準となる降雨）	令第９条第２項	○	○	○	※１	**青森県河川砂防課**
指定後、早期に実施する事務	**流域水害対策協議会の組織**	法第６条、第７条	○※２	○※２	○※３	○※３	**中村川流域治水緊急対策推進会議**
	流域水害対策計画の策定	法第４条	○※２	○※２	○※３	○※３	**中村川流域治水緊急対策**
	標識の設置の基準に係る条例の制定 ・対策工事により設置された雨水貯留浸透施設 ・保全調整池 ・貯留機能保全区域	法第38条第３項、第45条第１項、第54条第１項	○	○	○	※１	**青森県河川砂防課**

※１：都道府県知事の権限に属する事務を特定都市及び中核市以外の市町村へ権限移譲された場合
※２：特定都市河川の河川管理者又は特定都市河川流域に係る特定都市下水道の下水道管理者を含む
※３：特定都市河川流域に係る特定都市下水道の下水道管理者を含む

▼雨水浸透阻害行為の対象行為・対策工事の例

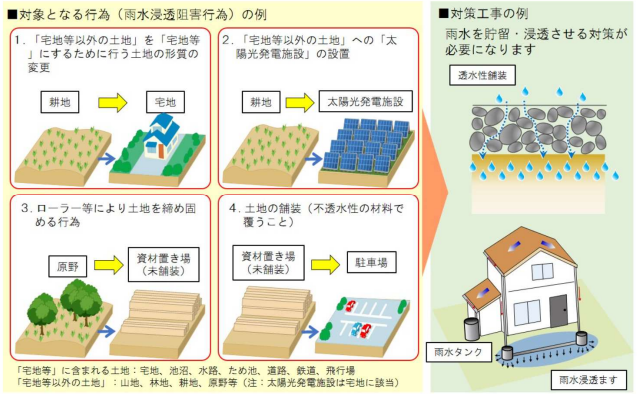

引用：宮城県河川課ウェブサイト

▼標識記載内容のイメージ（右：愛知県の例）

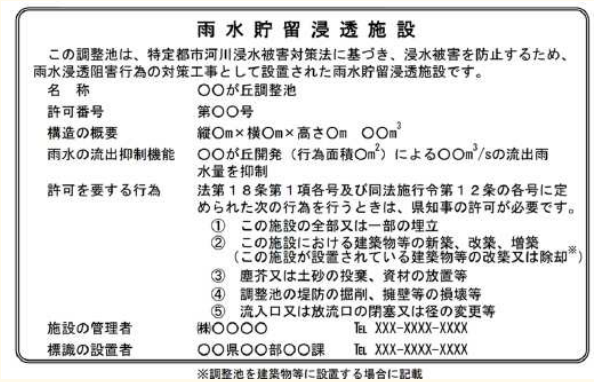

雨水貯留浸透施設

この調整池は、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、浸水被害を防止するため、雨水浸透阻害行為の対策工事として設置された雨水貯留浸透施設です。

名　称	○○が丘調整池
許可番号	第○○号
構造の概要	縦○m×横○m×高さ○m　○○m³
雨水の流出抑制機能	○○が丘開発（行為面積○m²）による○○m³/sの流出雨水量を抑制
許可を要する行為	法第１８条第１項各号及び同法施行令第１２条の各号に定められた次の行為を行うときは、県知事の許可が必要です。 ① この施設の全部又は一部の埋立 ② この施設における建築物等の新築、改築、増築（この施設が設置されている建築物等の改築又は除却※） ③ 塵芥又は土砂の投棄、資材の放置等 ④ 調整池の堤防の掘削、擁壁等の損壊等 ⑤ 流入口又は放流口の閉塞又は径の変更等
施設の管理者	株○○○○　TEL XXX-XXXX-XXXX
標識の設置者	○○県○○部○○課　TEL XXX-XXXX-XXXX

※調整池を建築物等に設置する場合に記載

引用：「解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン」（令和5年1月）

補助金制度を活用しよう

色々な制度があるので
活用するっぱ！

農家の方向け

ため池

ため池の洪水調節機能の増進や低水位管理を行うために必要な整備を支援する制度
- 農村地域防災減災事業
- 農業水路等長寿命化･防災減災事業

流域治水のために行うため池の低水位管理の取組に関する費用（人件費、ICT機器の設置･運用等）を支援する制度
- 水利施設管理強化事業

「田んぼダム」
- 農地耕作条件改善事業
- 多面的機能支払交付金　等

民間事業者向け

- 特定都市河川浸水被害対策推進事業
- 流域貯留浸透事業

指定前
交付金
補助率:1/3
（流域貯留浸透事業）

雨水浸透阻害行為の対策工事により確保すべき貯留量（義務対策分）900m³（負担額1,800万円）の場合

指定後
個別補助
補助率:1/2
（特定都市河川浸水被害対策推進事業）

義務対策分：900m³（1,800万円）に加え、自主対策分：300m³（600万円）を追加した場合

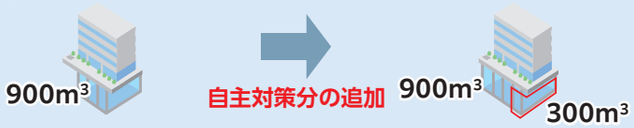

特定都市河川
流域内での整備は
自主対策分の整備に
対する国からの補助が
「個別補助金」に移行し、
補助率がアップ
するんだぜ！

義務対策分※	自主対策分		
	国の補助 補助率：1/2	都道府県等の 補助補助率： 1/4	民間事業者の 負担負担率： 1/4
1,800万円	300万円	150万円	150万円
	600万円 特定都市河川浸水被害対策推進事業（個別補助事業）		

※義務対策分については流域貯留浸透事業（防災･安全交付金）を活用することが可能

自主対策分の整備に係る費用のうち、3/4が補助対象に！

補助金を利用して
浸水被害を
減らせるのね！

動画で学ぶ流域治水

りんご娘のみんなでやろう！流域治水！
青森県県土整備部公式youtubeチャンネル

おれも
出てるよ！

事務局
青森県 県土整備部 河川砂防課 企画･防災グループ
https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/kasensabo/

あおもり流域治水
RYUIKI CHISUI AOMORI

2025年3月

資料3-3

あおもり
流域治水
RYUIKI CHISUI AOMORI

中村川が特定都市河川に指定されました

浸水被害を減らすために
私たちができること

中村川では、これまで氾濫による被害が度々発生しています。
特に令和4年8月の大雨による氾濫は、鰺ヶ沢市街地に甚大な浸水被害をもたらしました。
このような被害の再発防止･軽減のため、流域治水の考え方のもと
特定都市河川浸水被害対策法に基づいて令和6年7月に中村川が特定都市河川に指定されました。

特定都市河川に指定されるとどうなるの？

対象河川と自治体

- **●対象河川**　中村川、徳明川、堀切川
- **●対象自治体**　青森県鰺ケ沢町、弘前市

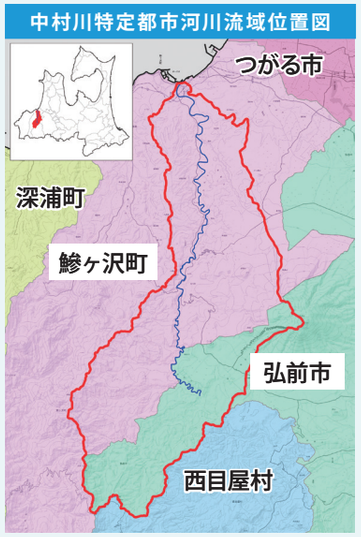

特定都市河川浸水被害対策法とは

都市部では、コンクリートなどに覆われて雨水が染みこみにくくなっています。そのため台風時などには短時間に多量の雨水が河川に流入し、浸水被害が頻発しています（都市型水害）。このような状況に対応するために、特定都市河川浸水被害対策法が平成15年に制定されました。

開発前　雨水は地下にも浸透

↓

開発後　雨水が短時間で河川に流入し、浸水被害が増加

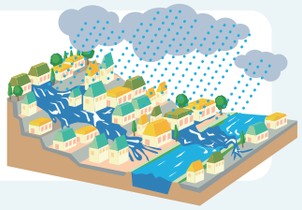

指定されるとどうなるの？

田畑など締固められていない土地で行う1,000㎡以上の雨水浸透阻害行為（雨水がしみ込みにくくなる行為）に対して、青森県知事の許可及び雨水貯留浸透施設（調整池等）の設置が必要になります。

許可を要する雨水浸透阻害行為の具体例

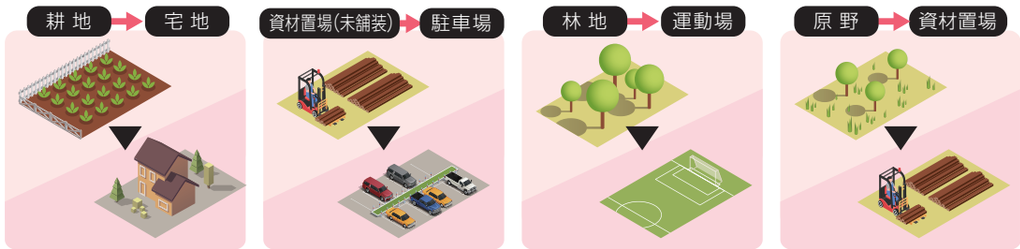

雨水浸透阻害行為をするときは青森県知事の許　可が必要です

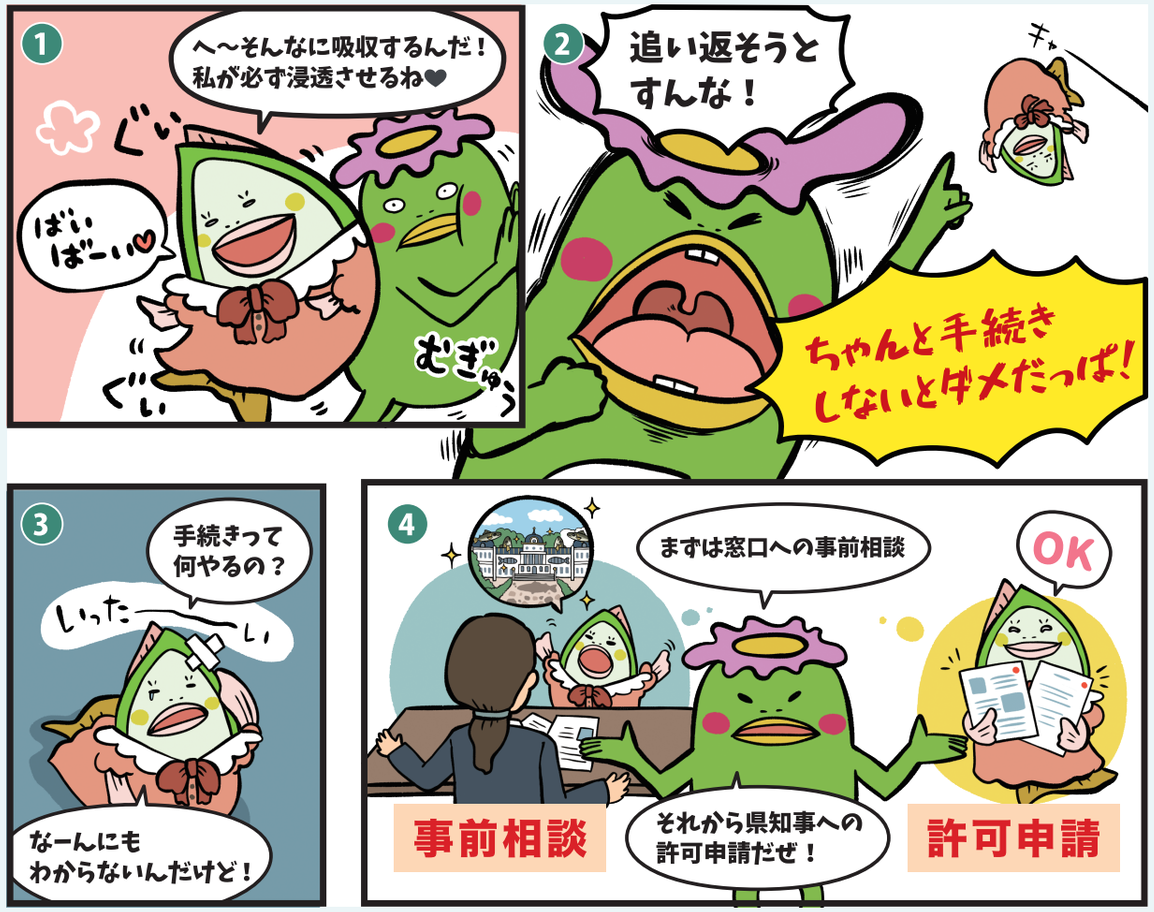

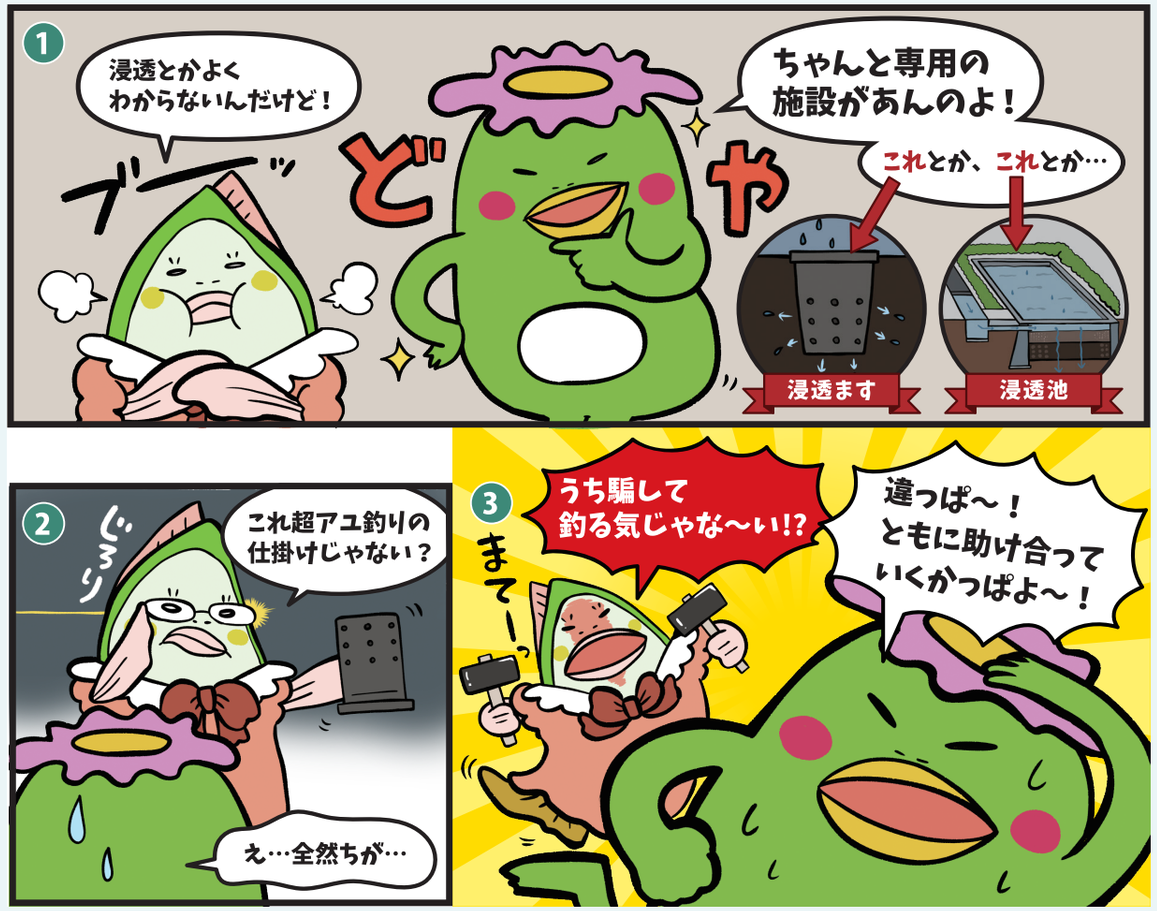

ご注意ください

開発行為によって増加する雨水の量を抑制するために、
施工しようとする工事（次頁のような雨水貯留浸透施設の設置）の
計画がないと許可がおりないぞ！

まずは許可申請窓口への事前相談をお願いします

詳しくは許可申請手引きをご覧ください▶
https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/kasensabo/files/kyokasinseitebiki_kyokasinsei.pdf

許可申請の受付窓口	青森県 県土整備部 河川砂防課 企画･防災グループ TEL 017-734-9662 / Mail kasensabo@pref.aomori.lg.jp

雨水貯留浸透施設とは

雨水貯留浸透施設は、雨水を一時的に貯めたり地中に浸透させる施設です。
技術基準に従った雨水貯留浸透施設を設置することで、下水道や河川に流れ込む雨水の量を抑制します。

雨水貯留施設

雨水を貯留するための施設です。浸水被害を防止すると共に
水資源としても活用することが出来ます。

ダム式

堀込式

雨水浸透施設

雨水を効率良く地中に浸透させるための施設です。浸水被害を防止すると共に地下水の涵養にも効果があります。

浸透トレンチ

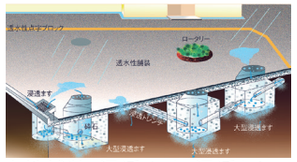
透水性舗装、浸透ます、浸透トレンチ

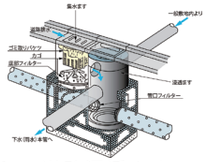
道路浸透ます

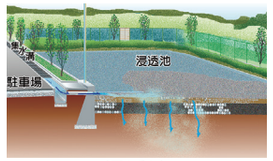

浸透池

その他みんなで行う取り組み

農家の方ができる対策

「田んぼダム」

水田の落水口に器具を取り付け、水田に降った雨水を一時的に貯留することで、下流の浸水被害を軽減することができます。

- 水田の落水口に、流出量を抑制するための堰板や小さな穴の開いた調整板などの器具を取り付けます。作物の生産に影響を与えない範囲で、農家の方の協力を得て実施します。

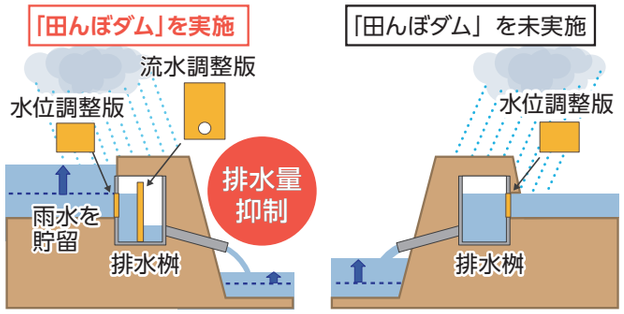

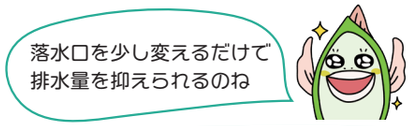

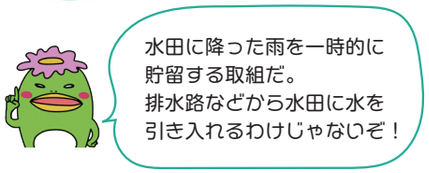

ため池の活用

ため池の排水口を改良し、雨水をため池に一時的に貯留することで、下流の浸水被害を軽減することができます。

活用法①　大雨の直前に水位を下げておく

- 台風など大雨が予想される時に、ため池の水を事前に放流し、水位を下げておく方法です。

活用法②　日ごろから水位を下げておく

- 田んぼの状況に応じて、不要な分の水を放流し、日ごろから水位を下げておく方法です。

台風前に落水した「ため池」

（H26.10 淡路市志筑 黒田池）

ため池を活用するための整備事例

ため池の堤体のかさ上げ、洪水吐きスリット（切り欠き）の設置、廃止予定のため池の活用など

スリットの設置状況

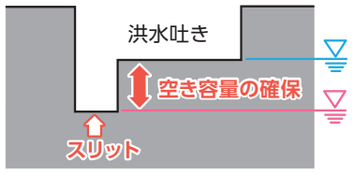

地元企業の方ができる対策

雨水貯留浸透施設（民間事業所内）

雨水浸透阻害行為の対策工事により確保すべき対策量にさらにプラスして貯留したり、既存の事業所内に新たに貯留することで、下流の浸水被害を軽減することができます。

民間事業者が雨水貯留施設を整備した事例（神奈川県藤沢市）

- 病院の建設に合わせ、病院事業者が自ら駐車場に雨水貯留施設を整備しました。
- 改正下水道法に基づく浸水被害対策区域に指定されていたため、国・市が施設整備（流出減少分）に対する補助を実施しました。

完成後イメージ図

一般の方ができる対策

雨水貯留浸透施設（住宅等）

雨水貯留浸透施設には、個人住宅等で設定できる小規模なものもあります。
一つ一つは小規模でも地域全体で協力することで、下流の浸水被害を軽減することができます。

住宅等向け施設の例

雨水浸透ます

雨とい等から流れ込む雨水を受けるバケツのような「桝（ます）」です。ますの横や底にある穴から雨水を地中に浸透させます。

雨水貯留タンク

雨とい等から流れ込む雨水を受け、貯めておくことができます。

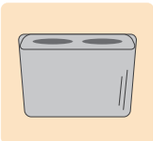

不要浄化槽転用施設

不要となった浄化槽に雨水を貯め、有効利用を図ります。